

物件等一般競争（指名競争）入札参加者の心得

入 札

- 1 入札参加者は、指定の時刻までに必ず出席すること。
- 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 入札者は、仕様書、設計書、図面、契約書案その他関係書類及び現場等熟覧の上、入札書を所定の入札箱に投函して行わなければならない。
- 4 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 5 入札室には関係者以外の者は立ち入らないこと。
- 6 入札執行中は無用の言動は慎むこと。
- 7 入札者は他の入札者の代理を兼ね、代理人は 2 以上の入札者の代理を兼ねることはできない。
- 8 代理人が入札をする場合は、委任状を提出した後、入札書に委任者の住所、氏名及びその下に「代理人」の表示をして住所・氏名を記入し、代理人の押印をすること。
法人による入札については、住所・氏名欄には所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入すること。
- 9 次のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
 - (2) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
 - (3) 入札者が談合したと認められるとき。
 - (4) 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - (5) 入札者又はその代理人が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき。
 - (6) 入札金額を訂正又は入札金額未記入の入札をしたとき。
 - (7) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、代理人の記名押印）を欠く入札書により入札したとき。
 - (8) 入札者の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱し、その意思表示が不明瞭であるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

開 札

- 1 開札は即時に行い、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
この場合初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加できない。
- 2 再度の入札は、2回（初度の入札と合わせて3回の入札）まで行う。
- 3 再度の入札において、その前回の入札の最低価格以上の入札をしたときは、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として取り扱う。
- 4 落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。落札は、予定価格の範囲内の価格で最低価格の入札者を落札者とする。
ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 5 落札者となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより決定する。（辞退はできない。）

契約を締結すべき期限

- 1 契約締結に際しては、契約条項を熟読し、諸手続に誤りのないようにすること。
- 2 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結しなければならない。ただし、会長が契約日を特に指定した場合は、その指定した日とする。
- 3 前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失う。

入札の取り消し又は延期

入札は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札を行うことができないと認められるときは、これを取り消し、又は延期する。

その他

- 1 入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者は、3年以内の期間を定めて入札参加資格を与えないことがある。
- 2 無届で入札に参加しなかった者又はこの心得を守らなかった者は、以後一定期間を定めてその者を指名しないことがある。